関係条例 · 規則等

- ○沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例(昭和48年7月10日条例第45号)
  - 第5章 県営住宅等の指定管理者による管理

(県営住宅等の管理)

第65条 県営住宅等の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、 法人その他の団体であって知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるもの とする。

(指定管理者の業務)

- 第66条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。
  - (1) 県営住宅の入居の手続に関する業務
  - (2) 入居者の指導及び連絡に関する業務
  - (3) 県営住宅等の維持及び修繕に関する業務
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、県営住宅等の管理に関して、知事が必要と認める業務

(指定管理者の指定の申請)

第67条 第65条の規定による指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に事業計画書その 他規則で定める書類(以下「事業計画書等」という。)を添えて、知事に提出しなければならな い。

(指定管理者の指定等)

- 第68条 知事は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により審査し、最も適切に県営住宅等の管理を行うことができると認めるものを候補者として選定し、議会の議決を経て 指定管理者を指定するものとする。
  - (1) 事業計画書等の内容が、県民の公平な利用を確保できるものであること。
  - (2) 事業計画書等の内容が、県営住宅等の効用を最大限に発揮させるものであるとともに、効率的な管理がなされるものであること。
  - (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有するものであること。
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、県営住宅等の設置の目的を達成するために十分な能力を有するものであること。

- 2 知事は、前項の規定による選定をしようとするときは、あらかじめ、沖縄県営住宅指定管理者 制度運用委員会の意見を聴かなければならない。
- 3 前項の規定は、地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消そうと する場合に準用する。

### (沖縄県営住宅指定管理者制度運用委員会)

- 第69条 この条例の規定に基づく諮問に応じて調査審議を行わせるため、沖縄県営住宅指定管理者制度運用委員会(以下「運用委員会」という。)を置く。
- 2 運用委員会は、この条例に定めるもののほか、県営住宅等に係る指定管理者の選定及び指定管理者が行う県営住宅等の管理に関する重要事項について、知事の諮問に応じて答申し、又は建議することができる。
- 3 運用委員会は、委員5人以内で組織する。
- 4 委員は、学識経験のある者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命する。
- 5 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者 の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。
- 8 前各項に定めるもののほか、運用委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

### (指定管理者の指定等の告示)

- 第70条 知事は、第68条第1項の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を告示しなければならない。
- 2 前項の規定は、地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じた場合に準用する。

#### (事業報告書の提出)

第71条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、規則で定めるところにより、事業報告書を作成 し、知事に提出しなければならない。 ○沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則(平成10年2月17日規則第6号) 第5章 県営住宅等の指定管理者による管理

(指定管理者の指定申請書等)

- 第34条 条例第67条の規則で定める申請書は、指定管理者指定申請書(第48号様式)によるものとする。
- 2 条例第67条の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。
  - (1) 法人である団体にあっては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
  - (2) 法人でない団体にあっては、定款又は寄附行為に相当する書類及び代表者の身分証明書(市 区町村長が発行するものに限る。)
  - (3) 申請に係る業務の実施の方法を記載した書類
  - (4) 最近の事業年度における事業報告書、貸借対照表、収支決算書、財産目録その他の経理的 基礎を有することを明らかにする書類(申請の日の属する事業年度に設立された法人にあって は、その設立時における財産目録)
  - (5) 役員の氏名、住所及び履歴を記載した書類
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(沖縄県営住宅指定管理者制度運用委員会の組織等)

- 第35条 沖縄県営住宅指定管理者制度運用委員会(以下「運用委員会」という。)に会長を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は、会務を総理し、運用委員会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務 を代理する。
- 4 運用委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 5 運用委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 6 運用委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決する ところによる。
- 7 特定の事件につき特別の利害関係を有する委員は、運用委員会の決議があったときは、当該事件に係る議決に参加することはできない。
- 8 運用委員会は、必要があると認めるときは、調査を行い、又は専門家その他の関係者の出席を 求め、意見若しくは説明を聴くことができる。

- 9 運用委員会の行う指定管理者の選定に係る調査審議の手続は、公開しない。
- 10 運用委員会の庶務は、土木建築部住宅課において処理する。
- 11 その他運用委員会の運営に関し必要な事項は、会長が運用委員会に諮って定める。

# (事業報告書)

- 第36条 条例第71条の事業報告書は、次に掲げる事項を記載して提出するものとする。
  - (1) 県営住宅等の管理に関する業務(以下「業務」という。)の実施状況
  - (2) 業務に係る収支状況
  - (3) 県営住宅等の利用状況
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

## ○個人情報の保護に関する法律

発令:平成15年5月30日号外法律第57号

最終改正:令和5年11月29日号外法律第79号

改正内容:令和5年11月29日号外法律第79号[令和5年11月29日]

## (安全管理措置)

第六十六条 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

- 2 前項の規定は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。
  - 一 行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者 当該委託を受けた業務
  - 二 指定管理者(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者をいう。) 公の施設(同法第二百四十四条第一項に規定する公の施設をいう。) の管理の業務
  - 三 第五十八条第一項各号に掲げる者 法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの
  - 四 第五十八条第二項各号に掲げる者 同項各号に定める業務のうち法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの
  - 五 前各号に掲げる者から当該各号に定める業務の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。) を受けた者 当該委託を受けた業務

#### (従事者の義務)

第六十七条 個人情報の取扱いに従事する行政機関等の職員若しくは職員であった者、前条第二項 各号に定める業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報の 取扱いに従事している派遣労働者(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等 に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。以下この章及び第百七十六条において同じ。)若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

第百七十六条 行政機関等の職員若しくは職員であった者、第六十六条第二項各号に定める業務若しくは第七十三条第五項若しくは第百二十一条第三項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第六十条第二項第一号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第百八十条 第百七十六条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しく は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円 以下の罰金に処する。